

表 1 2 神奈川県新精神保健福祉情報システム集計項目のコード表

地域保健事業報告

コード	名称	旧
1	老人精神保健	
2	社会復帰	
3	アルコール	
4	薬物	
5	思春期	
6	心の健康づくり	
9	その他	7

被面接者

コード	名称	旧
1	本人	
2	家族	
3	関係者	
4	(予備)	
9	その他	4

実施方法／訪問先

コード	名称	旧
1	所内面接	
2	電話	
3	文書	
4	家庭	
5	作業所・職場	
6	医療機関	
7	市町村	無
9	その他	7

担当者

コード	名称	旧
1	医師	
2	福祉職	
3	保健師	
4	(予備)	
9	その他	4

相談契機

コード	名称	旧
1	本人	
2	家族	
3	医療機関	
4	警察	無
5	市町村	08
9	その他	10

相談種別

コード	名称	旧
1	治療上の問題	
2	生活上の問題	
3	社会復帰問題	
9	その他	7

援助内容

コード	名称	旧
01	医学的指導 (医師のみ)	
02	紹介・委託	
03	受療指導	
04	生活指導	
05	社会復帰指導	
06	関係諸制度活用	
07	家族調整	
08	その他のケースワーク	
09	関係機関との連絡調整	
10	(予備)	

状態像

コード	名称	旧
10	ひきこもり	
20	人格障害	
30	虐待	
40	摂食障害	
50	DV、家庭内暴力	
99	該当無し	

年齢区分

コード	名称	旧
1	10～19才	
2	20～29才	
3	30～39才	
4	40～49才	
5	50～59才	
6	60～64才	
7	65才以上	
9	不明	

診断名

コード	名称	旧
010	精神分裂病	1
020	非定型精神病	2
030	躁鬱病	3
040	てんかん	4
050	老人性精神障害	5a
061	アルコール依存症	6a
062	覚せい剤中毒	6b
063	その他の中毒性精神障害	6c
070	神経症	9
090	その他の精神障害	11
200	診断保留	12
300	異常と認めず	13
999	その他	14

把握区分

コード	名称	旧
1	保健所把握新	
2	年度新	
3	再	

表 14 平成14年度県域33市町村における精神福祉業務実施体制と業務統計の有無 (H14年8月26日～11月18日の訪問時現在)

機関	事業項目等	事業細項	精神保健福祉業務	事業内容	県央			湘南東部			湘南西部					県北																					
					須賀川市	澁川市	大和市	綾瀬市	藤沢市	茅ヶ崎市	秦川町	平塚市	大磯町	二宮町	秦野市	伊勢原市	小田原市	箱根町	真鶴町	湯河原町	南足柄市	松田町	中井町	大井町	山北町	開成町	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町							
市町村における精神保健福祉業務の評価項目	実施体制	相談統計の有無	相談		電話相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
					来所相談	9	16	4	3	25	88	56	34	25	160	68	56	108	59	60	11	25	15	1	30	21	5										
					訪問指導	16	71	4	3	45	119	36	36	25	80	29	116	75	76	35	1	44	15	3	4	15	6										
業務統計	精神障害者手帳に関する関係事務	手帳台帳あり	H14年度申請件数		訪問指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
					精神障害者手帳	92	33	0	0	28	17	0	60	19	133	53	29	91	4	8	64	98	28	2	4	11	15	2	1	4	3						
					手帳交付数	302	84	54	89	220	76	155	40	5	460	230	56	366	35	28	268	83	165	9	5	37	62	14	7	16	6						
					通公費負担台帳あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
人口(100人)	精神障害者把握数	入院及び通院医療機関関係事務	H14年度申請件数	32条件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
					1071	349	161	294	1205	611	855	252	20	1441	419	2003	1292	288	1721	180	170	1177	570	1050	56	58	180	257	80	50	94						
					1670	584	308	516	2184	1189	1261	428	34	2156	814	3839	2229	463	2548	322	308	1677	997	1993	152	89	273	441	127	101	169	133	137	231	299	106	111
					2084	636	295	506	1789	878	1227	390	28	2098	642	2944	2144	452	2887	301	264	1788	896	1814	110	270	94	431	140	85	152	143	113	200	286	96	91

注：平成14年度電話相談件数、訪問件数、来所相談件数、訪問件数、申請件数、精神障害者手帳申請件数、平成14年度障害者手帳申請件数、通院医療費公費負担申請件数、通院医療費負担申請件数、H14年8月26日～11月18日訪問時現在数
注：人口、精神障害者把握数、32条件数、手帳交付数は平成14年3月31日現在の数字

表15 市町村精神保健福祉業務(相談・訪問) 日計表

市町村名

平成 年度

月分 NO: 担当者名:

受理年月日	氏名	フリガナ	性別	住所	地域保健事業報告	把握区分	年齢	被面接者 (複数可)	訪問	実施方法/訪問先	相談種別 (複数可)	担当者 (複数可)
記入方法												
	・右の項目の番号を注釈があ るところ以外は空欄に記入し て下さい		性別	住所	地域保健事業報告	把握区分	年齢	被面接者	訪問	実施方法/訪問先	相談種別	担当者
	・入力もこの番号で入力また は、チェックして下さい		1 男 2 女	1 管内 2 管外 3 不明	1 老人保健 2 社会復帰 3 アルコール 4 薬物 5 思春期 6 心の健康づくり 7 その他	1 把握新 2 年度新 3 再	何歳代 か記入 不明は 「？」を 記入 65歳以 上は65 と記入	1 本人 2 家族 3 保健所 4 医療機関 5 その他関 係機関 6 その他	訪問の 場合は しを記 入	1 所内面接 2 電話 3 文書 4 家庭 5 社会復帰施設・作業所 6 居宅生活支援事業所 7 社会適応訓練事業所 8 医療機関 9 その他	1 社会復帰施設等 2 ホームヘルプ 3 ショートステイ 4 グループホーム 5 社会適応訓練 6 通院医療費(32条) 7 手帳(45条) 8 その他	1 精神保健福祉士 2 ケースワーカー 3 保健師 4 事務職 5 その他
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					
							0代					

図1 システム概念図

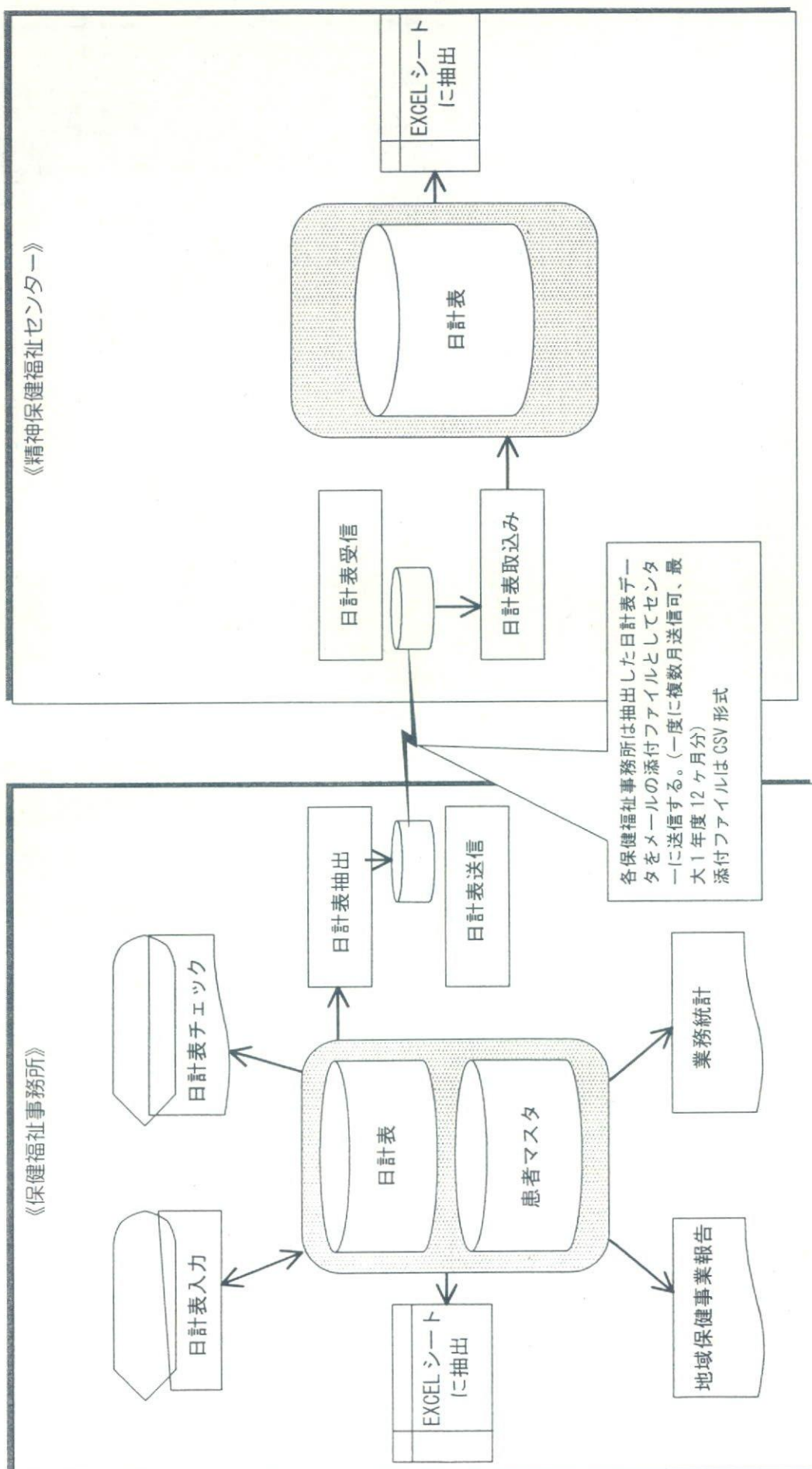


図2 地域保健・老人保健事業報告

《使用部署》

保健福祉事務所	センター
○	

◆機能

地域保健・老人保健事業報告を作成します。報告する項目すべてを日計表データから算出できないため、できない部分は直接入力します。作成した報告書は履歴ファイルに保存できます。

◆操作概要

- 1) 処理区分により集計範囲を指定します。年度、月、四半期より一つ選択します。
- 2) 「次へ」を押します。報告が既存の場合は、履歴から呼び出すかどうかメッセージが表示されます。呼び出す場合は「はい」を選択します。
- 3) 入力画面が表示され集計欄に集計結果が入力されます。
- 4) システムで集計されない項目または数値を変更する場合はカーソルを位置付け入力します。
- 5) 「保存」ボタンを押します。プレビュー画面が表示されます。エラーがあるときメッセージが表示されます。※プレビュー画面からの印刷については 2.6 印刷・プレビュー機能を参照してください。
- 6) 「保存」ボタンを押すと履歴ファイルに書き込まれます。エラーがあるときメッセージが表示されます。
- 7) 既存の履歴ファイルを読み込んだとき、「削除」ボタンを押すと履歴ファイルから削除できます。

地域保健・老人保健事業報告作成

作表年度及び期間を指定して「次へ」ボタンを押してください。

平成 年度

次へ

平成14年度 地域保健・老人保健事業報告作成

※(15)(16)(25)(26)はシステムでは集計できない項目です。直接数値を入力して下さい。
 ※(1)～(5)は相談、訪問分の数値です。デイ・ケア分を加算して書き入力して下さい。

人員(01)	相談、デイ・ケア、訪問指導				(再掲)訪問指導				(再掲)相談				計		
	市町村	医療機関	その他	新規者の受付総数	市町村	医療機関	その他	新規者の受付総数	市町村	医療機関	その他	新規者の受付総数			
(1)	(2)	(8)	(4)	(6)	(15)	(16)	(25)	(26)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(14)
8	4	92	237	208	2	78	27	3	0	8	209	327			

人員(01)	(再掲)デイ・ケア				(再掲)訪問指導				(再掲)相談				計
	市町村	医療機関	その他	新規者の受付総数	市町村	医療機関	その他	新規者の受付総数	市町村	医療機関	その他	新規者の受付総数	
(15)	(16)	(17)	(18)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(28)	(29)	(30)
10	14	122	2	41	17	2	169	231	1078	4	5	6	

入力項目説明

No	項目名	システムで集計可否	説明
(1)	相談、デイ・ケア、訪問指導実人員	△(仮入力)	(6)相談実人員+(17)訪問指導(重複しない整理番号をカウント)が仮入力されます。最終的には(1)≤(6)+(15)+(17)になります。印刷及び保存時チェックされます。
(2)~(4)	新規者の受付経路内訳	△(仮入力)	保健所把握新を対象とし相談契機コードにより振り分けます。 (2)市町村=コード5、(3)医療機関=コード3、(4)その他=3,5以外のコード
(5)	医療社会事業員が関与した者	△(仮入力)	(1)のうち担当者として福祉職がチェックされているもの。
(6)	相談実人員	○*	相談における実施方法が1所内面接の実人員数。 (期間における把握区分ではなく重複しない整理番号数をカウント。把握区分が再であっても期間内にはじめての所内面接であれば1とカウントします。ただし、匿名は把握新と年度新の所内面接のみ対象) *入力不可
(7)~(13)	相談延人員の内訳	○*	入力されている相談の所内面接を地域保健・老人保健事業報告分類別に集計した延べ数
(14)	相談延人員の合計	○*	(7)~(13)の計 *入力不可
(15)	デイ・ケア実人員	×	
(16)	デイ・ケア延人員	×	(15)≤(16) 保存時または印刷時チェックされます
(17)	訪問指導実人員	○*	訪問における実人員数。 (期間における把握区分ではなく重複しない整理番号数をカウント。) *入力不可
(18)~(22)	訪問延人員の内訳	○*	入力されている訪問を地域保健・老人保健事業報告分類別に集計した延べ数 *入力不可
(23)	訪問延人員の合計	○*	(18)~(22)の計 *入力不可
(24)	電話相談延人員	○*	相談における実施方法2 電話の延べ数 *入力不可
(25) (26)	普及啓発の内訳	×	開催回数≤延人員 保存時または印刷時チェックされます。

参 考 資 料

既存の業務統計資料からみた
神奈川県地域精神保健福祉活動の歩み

神奈川県精神保健福祉センター

桑原 寛

1. はじめに

地方分権が進展する中で、神奈川県は、現在、政令指定都市である横浜市、川崎市、中核市である横須賀市、保健所政令市である相模原市、それ以外の市町村といった多様な形態の地方自治体で構成されている。これら県内各自治体における地域精神保健福祉活動については、昭和40年の精神衛生法改正以来37年間の長きにわたり、保健所がその第一線機関として、様々な地域精神保健福祉活動を展開してきた。こうした地域活動の実践記録でもある業務統計資料として、どのような既存資料があるかについては、分担研究報告書本文中の「C. 研究結果の3」の項目に整理したが、ここでは、その資料の一部のグラフ化を試みた。

2. 方法

本図表の作成に用いた業務統計資料は下記の如くである。

神奈川県衛生部衛生年報：昭和25/26～昭和35年度
神奈川県衛生部衛生統計書：昭和36～昭和57年度
神奈川県衛生部衛生統計年報：昭和58～平成13年度
県域保健福祉事務所の各所年報：昭和40～平成13年度
神奈川県衛生部保健予防課事業実績：昭和46～平成13年度
横浜市衛生年報：昭和30年度～
川崎市衛生年報：昭和39～平成8年度
川崎市福祉保健年報：平成9～平成13年度
横須賀市衛生年報：昭和42～平成13年度
相模原市衛生年報：平成12、13年度

なお、上記資料の他に、衛生行政報告例、地域保健・老人保健事業報告、神奈川県精神保健福祉センター所報（昭和40年度～）、神奈川の精神衛生の現状（昭和55～62年度）、神奈川県の精神保健の現状（昭和63～平成6年度）、神奈川県の精神保健福祉の現状（平成7～13年度）及び文末に付した参考資料を参照した。

3. 結果

グラフ化したテーマについては、別表の「グラフ・タイトル一覧」に示す如くである。

4. 考察

(1) グラフ利用に際しての留意点

各種業務統計資料に記された数値については、当然のことながら、同一業務であっても、その業務内容のどの側面に注目して評価を試みたかによって異なってくる。また、同一項目であっても、自治体毎に集計基準が異なっている可能性があることなどについても考慮する必要がある。すなわち、前者の例としては、精神保健相談業務の回数を、実件数で示すか延べ件数で示すかといった差異を、また、後者については、相談対応に関して、どの程度までの対応をした場合に1件としてカウントするかといった基準の違いなどをその例としてあげることができよう。さらに、同じ自治体であっても、その時々の業務統計担当者の判断の差異といった人為的な要因も加わって集計結果としての数値の意味する所が変わりうる。実際、本資料作成にあたって、複数の資料を相互に比較参照してみると、同一時期の同じ項目についての統計でありながら、その数値が異なっている場合が少なからず認められた。従って、本資料のグラフに付記した個々の数値は絶対的なものではなく、一定の誤差を含んだものであることに十分に留意する必要がある。

(2) 神奈川県の地域精神保健福祉業務の変遷

次に、本資料のグラフを概観する上での参考に、本県の地域精神保健福祉活動の歩みを簡単にまとめておく。我が国の地域精神保健医療福祉の流れ、神奈川県の保健所における地域精神保健活動の歩みについては、既に幾つかのまとめがなされている^{1～5)}。このうち、高木は1945年（昭和20年）以降、2000年（平成12年）までの神奈川県保健所の活動を、下記の3段階8期に分けて整理を試みている。すなわち、

第1段階 個別援助活動期

第Ⅰ期	公衆衛生業務の再編	(昭和 20 年～)
第Ⅱ期	精神衛生業務の黎明	(昭和 25 年～)
第Ⅲ期	個別援助業務の発展	(昭和 40 年～)
第 2 段階	精神障害者地域ケアシステムの創設期	
第Ⅳ期	集団援助(グループワーク)の時代	(昭和 45 年～)
第Ⅴ期	地域作業所支援(コミュニティワーク)の展開期	(昭和 55 年～)
第 3 段階	精神保健福祉施策の計画化の時期	
第Ⅵ期	精神保健(こころの健康づくり)の拡大期	(昭和 60 年～)
第Ⅶ期	精神保健から精神保健福祉への転換期	(平成 2 年～)
第Ⅷ期	精神保健福祉の時代	(平成 7 年～)

である。以下、この高木の枠組みと整理に準拠して、本県の保健所と横浜市、川崎市等における地域精神保健福祉活動の歩みの概略を示す。

1. 第 1 段階 個別援助活動期

(1) 第Ⅰ期 公衆衛生業務の再編 (昭和 20 年～ 24 年)

戦前より設置されていた保健所が、GHQ による勸告を受け、公衆衛生機関として再編された。しかし、この時期は、戦後の混乱期にあつて、防疫業務が主たる保健所業務であり、精神衛生担当の専門職員は置かれてはおらず、保健所での地域精神衛生活動はまだ見られなかった。この時期の本県の保健所に関する出来事は下記の如くである。

昭和 13 年	小田原保健所が開設された。
昭和 15 年	厚木保健所の開設。
昭和 17 年	平塚保健所の開設。
昭和 19 年	鎌倉・藤沢・中野(現、津久井)・松田(現、足柄上)・三崎保健所が開設
昭和 21 年	GHQ の指令により、衛生部(総務課・公衆保健課・医務課・予防課・薬務課)の 5 課が設置された。
昭和 22 年	GHQ による「保健所の拡充強化に関する覚書」が 4 月 7 日に出され、9 月 5 日には昭和 12 年 4 月に公布されていた「保健所法」の改正があつた。
昭和 23 年	横須賀市が保健所政令市となり、保健所を設置。

(2) 第Ⅱ期 精神衛生業務の黎明期 (昭和 25 年～ 39 年)

県保健所には昭和 40 年の精神衛生法改正に先立って、昭和 28 年以降、看護職を中心とした医療社会事業員の配置がなされ、個別援助活動という形で精神保健福祉活動が開始された。そして、昭和 30 年から 32 年にかけて、いくつかの保健所年報に「精神衛生にかかると業務統計」が掲載されるようになった。すなわち、三崎保健所(昭和 30 年度)、鎌倉保健所(昭和 31 年度)、平塚保健所(昭和 32 年度)などである。医療社会事業とは、疾病から派生した経済的、心理的、社会的な諸問題の相談を受け、その問題解決に向けた支援を行う業務であるが、この時期には、その業務の一環としての精神障害者に対する相談・訪問、より具体的には、精神衛生法第 23 条、第 24 条等精神衛生鑑定業務に関する対応を主な業務として実施していた旨の記載がある。また、「神奈川県中央精神衛生相談所」(今日の県精神保健福祉センター)もこの時期に開設された。

昭和 25 年	精神衛生法の施行。
昭和 28 年	平塚保健所に医療社会事業員が専任配置された。
昭和 32 年	平塚保健所に「神奈川県精神衛生相談所」が開設された。 厚木保健所に医療社会事業員が専任配置された。
昭和 35 年	小田原保健所に医療社会事業員が専任配置された。 「神奈川県中央精神衛生相談所」が横浜市内に開設され、平塚の精神衛生相談所は「神奈川県平塚精神衛生相談所」と改称された。
昭和 36 年	主だった保健所では「保健婦長」という職名とともに、「保健婦室」が「保健予防課」から独立した部所として設けられた。
昭和 37 年	県の各保健所で定例精神衛生相談が開始された。

- この時期の統計資料からみた精神衛生活動の状況
この時期の相談業務については、「鑑定業務」が大きなウエイトを占めていた。そして、

措置入院患者数は、昭和 25 年以降年々増加傾向にあったが、昭和 36 年には措置入院患者数の急激な増加が見られ、その後、昭和 38 年には「社会保険」による入院が増加した。このことについては、昭和 36 年に厚生省より「措置症状のある患者は、きちんと措置入院の手続きを取るよう」との通知があったため、県の「精神衛生の統計(昭和 40 年)」には、「昭和 36、37 年に措置症状のある者をすべて措置に切換えたが、その後、数年間の治療により措置症状がなくなって再び他の経費区分に切換えられつつある」と記載されている。

訪問指導については、「精神衛生の統計(昭和 36 年)」に「精神衛生関係業務は精神障害者の収容に迫われがちであったため、精神障害の予防面をになう訪問指導はあまり表面に出なかったが、近年、精神医学や治療薬品の進歩に伴い、退院患者、在宅患者の増加等によって、その予防の必要性が高まってきたので、神奈川県では昭和 32 年度に初めて 42 人について訪問指導を実施し、その後毎年 50 人程度を対象に続けている」との記載がある。

また、昭和 37 年には県各保健所に相談室を開設し、従来の治療を中心とした精神衛生行政から一歩進めて、患者の発生予防に務め、精神病や精神病質等の対策に限らず、広く精神不健康に対する措置、予防から更に積極的に精神的健康の保持や向上を計った。

○横浜市は、昭和 29 年 8 月に、中及び鶴見の両保健所に精神衛生相談所を開設し、横浜医大、県立芹香院の精神科医を嘱託として迎えて毎週 1 回精神衛生相談にかかる検診・指導を開始した。さらに、昭和 31 年 10 月、神奈川保健所に、昭和 33 年 6 月には南保健所に支所を設けるなど精神衛生相談所の整備をすすめた。

(3) 第Ⅲ期 個別援助業務の発展期(昭和 40 年～44 年)

昭和 40 年の精神衛生法の改正により、保健所での地域精神衛生活動が開始された。県保健所には福祉の専門教育を受けたソーシャルワーカーが採用、配置されるなど、体制整備が図られた。その結果、従来からの精神障害者の収容を中心にした活動は、相談・訪問等個別援助業務などにより、精神障害者の「在宅生活援助」「再発予防」「社会復帰」にむけた活動へと変化した。また、神奈川県中央精神衛生相談所は、「神奈川県立精神衛生センター」になり、平塚の精神衛生相談所は閉所となった。さらに、この時期には、「神奈川県保健所精神衛生業務運営要綱」作成の作業が開始されるなど、今日の保健所精神保健福祉業務の基礎的体制の整備がなされた。

昭和 41 年 「保健所における精神衛生業務運営要領」(厚生省公衆衛生局長通知)

昭和 42 年 「保健所精神衛生業務における諸様式の取扱いの手引き」(県衛生部予防課)が作成され、県保健所の相談記録・相談台帳・基礎票・基礎票台帳・医療社会事業日報・精神衛生業務統計・保健所運営報告の統一が図られた。

昭和 43 年 平塚保健所にて「断酒会」の結成。

昭和 44 年 「保健所精神衛生訪問指導基準作成委員会」設置。

○神奈川県立精神衛生センターでは、精神病院実習をくみ入れた長期の「担当者精神衛生研修会」の開催、ブロック別の合同ケース会議である「保健所ブロック別技術指導」など、保健所職員を対象とした研修、技術援助等の業務が開始された。昭和 42 年、パイロット事業として精神分裂病のデイケアを開始。昭和 44 年には、厚生省公衆衛生局長通知により「精神衛生センター運営要領」が示された。

○横浜市では、昭和 40 年 11 月、横浜市内の全保健所(11 箇所)に、精神科非常勤医師を配置し、精神衛生の第一線機関としての保健所体制の整備が図られた。これを機に、中保健所に併設した精神衛生相談所と鶴見、神奈川、南各保健所の分室は廃止された。昭和 42 年、鶴見第 2 保健所で、「精神障害者家族会」が開始された。

○川崎市では、昭和 42 年、川崎市中央保健所に精神衛生相談室が立ち上げられ、同年 12 月には正式な精神衛生相談センターが発足した。昭和 43 年度より、管内の精神障害の実情を把握するため、精神衛生相談員、医療社会事業員、保健婦等の家庭訪問による調査・相談指導事業を展開した。

2. 第 2 段階 精神障害者地域ケアシステムの創設期

従来からの相談・訪問指導といった個別援助活動に加え、集団指導援助活動が開始され、地域作業所や職親制度、家族会、患者クラブ、グループホームなどが次々に誕生した。また、昭和 47 年に、川崎市に開設された「社会復帰医療センター」は、創意的な地域精神衛生活動を積極的に展開した。

(4) 第Ⅳ期 集団援助(グループワーク)の時代(昭和 45 年～ 54 年)

厚生省が昭和 45 年に発令した「特別都市対策事業」を契機として、県保健所での「精神障害者家族教室」と「集団生活指導教室」とが開始された。そして、こうした動向を踏まえ、厚生省は、昭和 50 年に「保健所における精神衛生業務中の社会復帰相談指導実施要領」を制定した。

- 昭和 45 年度 「保健所精神衛生業務運営要綱作成委員会」設置。
鎌倉、大和、秦野、相模原、厚木保健所で、精神障害者家族教室が開始された。
- 昭和 46 年度 「神奈川県保健所精神衛生業務運営要綱」が制定され、県保健所における精神衛生活動の体制の基礎が確立された。
茅ヶ崎保健所の開設。
秦野保健所で「集団生活指導教室」が開始。
小田原、三崎、津久井保健所で酒害防止教室が開始
- 昭和 51 年度 鎌倉保健所で「患者会」が発足。

○家族教室：県は厚生省の「特別都市対策事業」とならんで「地域精神障害者家族育成指導事業」を予算化し、鎌倉・大和・秦野保健所等で、モデル事業としての精神障害者家族教室を開始した。そして、この事業は保健所の集団援助業務の先駆けとなり、その後、地区組織育成業務から精神障害者の地域ケアシステムの形成、地域生活支援システムへと繋がることとなった。

○集団生活指導教室(保健所デイケア)：指導教室は、当初、月 1 回～週 2 回程度の頻度で開始された(現在は週 1 回が大半)。一方、各保健所における家族教室の開始年度と、集団生活指導教室の開始年度とを一覧表にしてみると下記の如くで、三崎保健所と足柄上保健所をのぞき、各保健所とも家族教室が先行し、その後に集団生活指導教室が開始されている。そして、この家族教室を基盤に、2 年から 10 年以上をかけて地域の家族会が結成され、保健所でのコミュニティ・ワークの母体となっていた。

保健所名	家族教室開始年度	指導教室開始年度	地域家族会発会年度
平塚保健所	昭和 48 年度	昭和 55 年度	昭和 58 年度
鎌倉保健所	昭和 45 年度	昭和 48 年度	昭和 50 年度
藤沢保健所	昭和 47 年度	昭和 54 年度	昭和 53 年度
小田原保健所	昭和 46 年度	昭和 49 年度	昭和 60 年度
茅ヶ崎保健所	昭和 52 年度	昭和 56 年度	昭和 59 年度
相模原保健所	昭和 45 年度	昭和 50 年度	昭和 48 年度
三崎保健所	昭和 55 年度	昭和 53 年度	昭和 59 年度
秦野保健所	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 60 年度
厚木保健所	昭和 45 年度	昭和 47 年度	昭和 52 年度
大和保健所	昭和 45 年度	昭和 47 年度	昭和 51 年度
足柄上保健所	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 51 年度
津久井保健所	昭和 49 年度	昭和 55 年度	昭和 57 年度

○横浜市では、昭和 46 年、港南区と旭区で「患者会」を開催。昭和 47 年度から、神奈川区保健所で「断酒会」が始まる。

○川崎市では、昭和 45 年に各保健所に各 1 名の精神衛生相談員を配置、保健婦による全面的訪問体制が確立された。昭和 43 年に開始された訪問調査によって地域活動が市保健所に浸透し、この時期には、相談件数、訪問回数は横ばい状態になった。

昭和 46 年 7 月に主に「統合失調症」対策の総合センターとしての「社会復帰医療センター」が開所。一方、川崎市精神衛生相談センターは、児童精神衛生相談、アルコール中毒対策へと主要業務が変化した。また、昭和 53 年 9 月、精神障害者家族連合会(あやめ会)による「あやめ作業所」が開所した。

(5) 第Ⅴ期 地域作業所支援(コミュニティワーク)の展開期(昭和 55 年～ 59 年)

この時期には、保健所における集団指導援助業務のメニューがほぼ出揃った。集団指導援助業務の中から生まれた家族会は、まもなく自らの手で作業所づくり運動に取り組むようになり、県内各地に地域作業所が次々と開設された。また、県単独事業としての職親事

業も開始されたが(昭和56年)、このうち前者は、「精神障害者小規模作業所運営助成事業(昭和62年)」として、また、後者は「通院リハビリテーション事業(昭和57年)、精神障害者社会適応訓練事業(平成7年)」等の国事業として制度化された。

また、昭和55年度には「医療社会事業員」という職名が「福祉職」に変更され、福祉部局との積極的な人事交流を得て各所の複数配置化が推進され、昭和59年度には管内人口が10万人以上の保健所(9保健所)はすべて複数配置となった。

一方、昭和56年の「国際障害者年」などを背景に、精神病患者の障害者として位置づけが検討されるようになり、また、地域では、昭和55年には自主的な「精神衛生ボランティア研究会」が発足した。そして、昭和57年には神奈川県ボランティアセンター(県社会福祉協議会)が事務局となって「精神衛生ボランティア研究委員会」が設置され、昭和59年には、県社協が「精神衛生ボランティア講座」を開始した。

- 昭和55年度 「医療社会事業員」の職名が「福祉職」になり、従来から複数配置であった鎌倉と相模原保健所に加え、平塚と藤沢保健所とが新たに複数配置体制となった。
- 昭和56年度 鎌倉保健所管内で県域初の地域作業所「青い麦の家」が開所。
県単独事業として「職親制度」が発足。
- 昭和57年度 県単独事業として「在宅精神障害者地域作業指導事業」が創設された。
国の「通院患者リハビリテーション事業」が制度化された。
- 昭和58年度 県保健所で「老人精神衛生相談」を開始。
精神衛生センターで、パイロット事業「老人デイケア事業」を開始。
- 昭和59年度 「神奈川県精神保健問題検討会」が設置される。

○横浜市では、昭和57年度に老人保健推進連絡協議会を開催。昭和59年度から、痴呆性老人を対象とする老人精神衛生相談事業が開始された。

3. 第3段階 “援助”から“支援”への時代

この時期には、少子高齢化時代の到来を背景に地域におけるメンタルヘルスのニーズは多様化しつつ拡大する中で、「援護寮」「福祉ホーム」「授産施設」の法定化、地域作業所の機能の多様化と精神保健ボランティア活動の活発化なども相俟って、精神障害者の地域生活支援ネットワークが発展した。一方、地方分権化推進の流れの中で、大都市特例により、平成8年からは、横浜市、川崎市が独自に精神保健福祉業務を執り行うこととなり、また、平成12年には、相模原市が保健所政令市となった。そして、平成14年度には、精神福祉業務の市町村移管、横浜市と川崎市の精神保健福祉センター開設などにより、新たな市町村中心の地域精神保健福祉体制がスタートした。

(6) 第Ⅵ期 精神保健(こころの健康づくり)の拡大(昭和60年～平成元年)

老年期退行性疾患や慢性疾患の増加など疾病構造の変化、不登校や家庭内暴力等の新たな地域課題の出現、精神科救急相談へのニーズのたかまりなどを背景に、県保健所の業務は多様化しつつ拡大化した。そのため、地域精神保健福祉業務のシステム化及び計画化が必要となった。

- 昭和60年度 「神奈川県精神保健問題検討会」が検討会報告書を作成。
厚生省「心の健康づくり推進事業」の通知に基づいて、精神衛生センターでパイロット事業としての「精神健康推進事業」が開始された。
- 昭和61年度 「精神保健対策推進委員会」設置。「こころの健康づくり」から「精神科救急医療体制の整備」などの新たな課題につき検討。
- 昭和62年度 国の「精神障害者小規模作業所運営助成事業」が創設された。
- 昭和63年度 精神保健法の施行。
精神保健センターで「こころの健康づくり推進事業」を開始。
- 平成元年度 厚木市内に、県域初の福祉ホームが誕生。

○川崎市では、昭和60年10月より「川崎市保健所デイケア実施要領」を施行。また、昭和61年2月には、「川崎市老人精神衛生相談指導事業実施要領」を定め、痴呆に関する相談を開始した。

(7) 第Ⅶ期 精神保健から精神保健福祉へ(平成2年～6年)

この期間には、平成5年に「障害者基本法」が制定され、事業では、生活ホーム(グル

ープ・ホーム)への運営費補助事業が開始され、これらを背景に、地域作業所の運営母体
が中心となって、生活ホームづくりを含む、地域生活支援活動が活発化していった。

- 平成2年度 相模原保健所管内で保健所の協力ののもとに、地域の社会福祉協議会が精神
保健ボランティア講座を主催。
「神奈川県精神障害者生活ホーム設置運営費補助事業」が県単独事業とし
て制度化。
- 平成4年度 国が「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)実施要綱」
を定める。
- 平成6年度 県は神奈川県精神障害者地域ケアシステム検討委員会を設置し、「地域
生活支援システム」の検討を開始。

○横浜市では、平成4年10月に横浜市総合保健医療センターが開所

(8) 第Ⅷ期 精神保健福祉の時代(平成7年～現在)

平成7年の精神保健福祉法で精神障害者社会復帰施設が法定化され、地域生活支援につ
いての動きが活発となって、新たにグループホームの運営団体の法人化など運営母体の強
化が図られた。

- 平成7年度 横浜市で地域作業所とグループホームを設置運営する市民団体「野草の会」
が社会福祉法人の認可を得た。
- 平成8年度 大都市特例により、横浜市、川崎市が独自に精神保健福祉施策を実施。
神奈川県精神障害者地域ケアシステム検討委員会の答申と「神奈川県保健
医療計画」への反映。
- 平成9年度 地域保健法(平成6年)を受け、県保健所と県福祉事務所とが統合されて
県保健福祉事務所となり、6ヶ所の支所が廃止された。また、健康指導課
(旧「保健婦室」、保健婦のみで構成された部所)が廃止され、保健婦は各
業務ごとに各課に配置され、業務体制が大きく変わった。
県域に援護寮と授産施設の開設
- 平成10年度 平塚で、地域作業所とグループホームを設置運営する“湘南社会復帰
協会が社会福祉法人の認可を得る。
- 平成12年度 相模原市が保健所政令市になる。
介護保険法施行。
- 平成13年度 横須賀市が中核市となる。
- 平成14年度 市町村が精神福祉相談の窓口業務を開始、精神保健福祉センターが必置と
なり、横浜、川崎両市に精神保健福祉センターが開設され、新たな市町村
中心の地域精神保健福祉体制がスタートした。

以上、神奈川県における地域保健福祉活動の歩みの概略を提示したが、最後に、まとめ
の意味で、高木による「神奈川県保健所における精神保健福祉業務の開始年度に関する表
1、2」を示す。

参考資料

- 1) 桑原寛：精神医療保健福祉をめぐるまなざしの変化、一多様化するまなざしと連携によ
る統合、1995.5
- 2) 桑原寛：地域精神保健福祉活動の動向、一鎌倉逗葉地域での精神保健福祉の歩み一、神
精会誌 52:67-76.2002
- 3) 桑原寛：地域精神保健福祉活動の動向と社会精神医学への期待、日社精医誌 11：337-
345.2003
- 4) 佐々川洋子：これからの保健所業務の課題と展望一神奈川県での業務連絡会の取組か
ら、平成13年度精神保健福祉センター所報 No37, 2001
- 5) 高木秀：精神障害者の地域生活支援システムの研究、神奈川県保健所における実践過程
の検証を中心に、2002

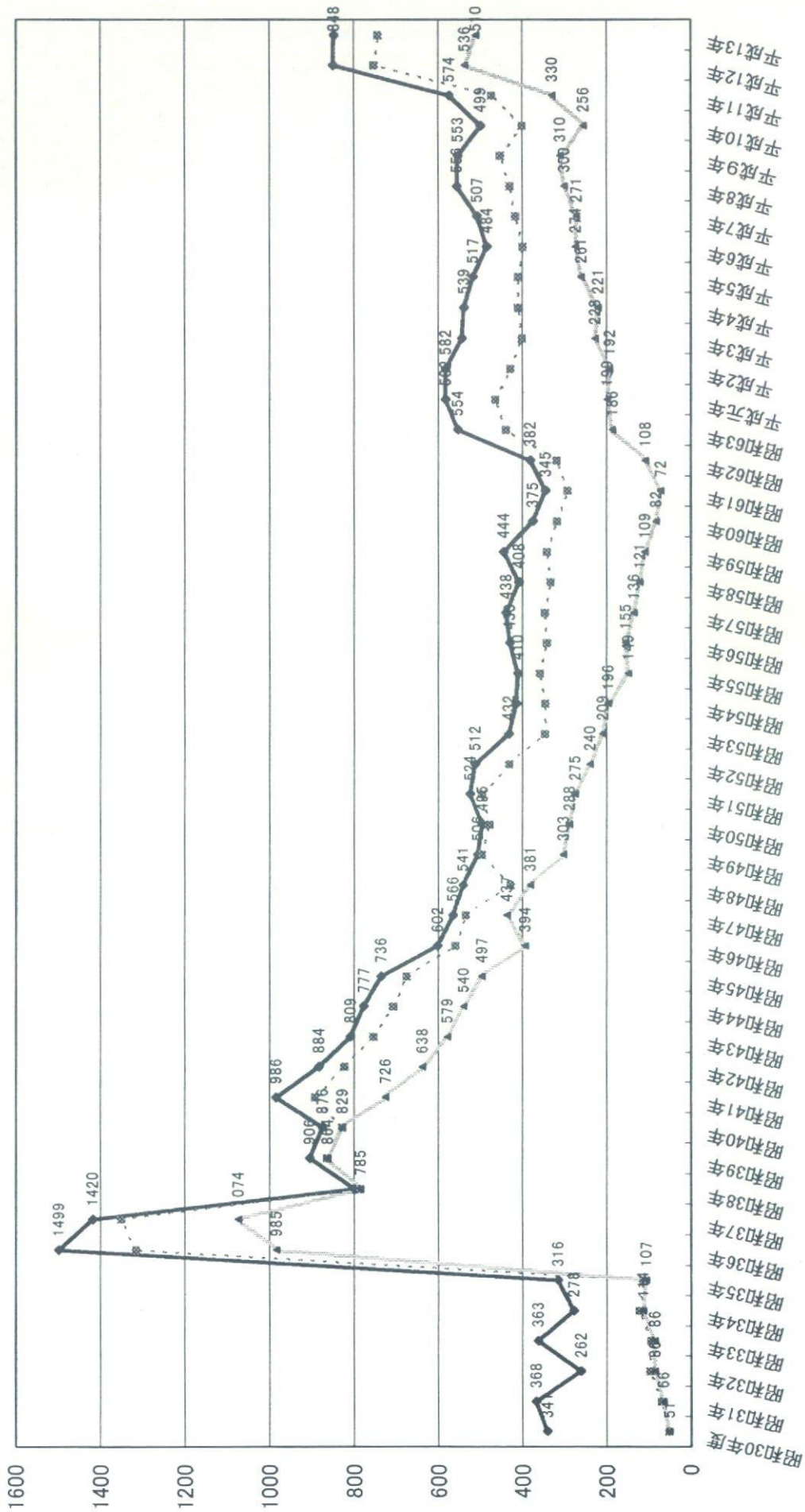
神奈川県保健所における精神保健福祉業務の開始年度一2

事業名\年度	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
精神衛生相談員の配置																				
相談・訪問事業																				
老人精神衛生相談																				
ケース会議																				
企画連絡会議																				
地域精神連絡会議(地域精神保健福祉連絡会議)																				
家族教室																				
生活指導教室																				
酒害防止教室																				
家族会																				
患者会																				
断酒会																				
精神保健ボランティア講座																				
自殺対策																				
地域作業所																				
グループホーム																				
援護業(生活訓練施設)																				
福祉ホーム																				
授産施設																				
福祉工場																				
地域生活支援センター																				
精神衛生普及講演会																				
(心の健康づくり推進事業)																				

グラフ・タイトル一覧

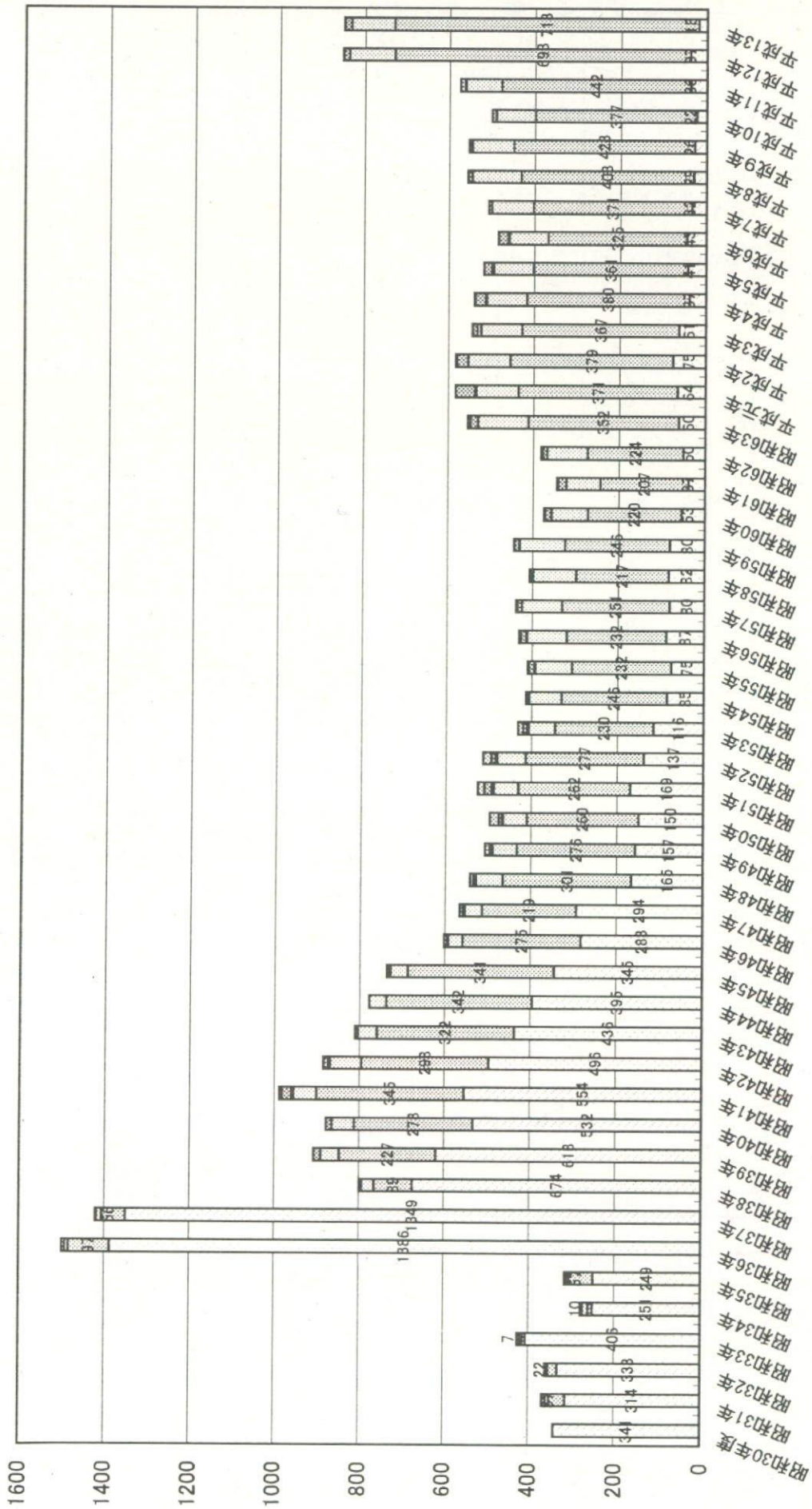
- 1 神奈川県における措置申請等件数・措置診察件数・措置入院件数の推移
- 2 神奈川県における措置申請・通報等件数の推移
- 3 神奈川県における措置入院者数の推移
- 4 一般からの申請(23条)件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 5 23条申請による措置入院件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 6 警察官通報(24条)件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 7 24条通報による措置入院件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 8 神奈川県、横浜市、川崎市における32条承認件数の推移
- 9 神奈川県における医療社会事業取扱い実件数と精神保健相談実件数の推移
- 10 医療社会事業取扱い実件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市
- 11 神奈川県における相談件数および訪問件数の推移
- 12 相談実件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 13 相談延べ件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 14 訪問実件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 15 訪問延べ件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 16 神奈川県における老人精神衛生相談件数の推移
- 17 老人精神衛生相談実件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 18 老人精神衛生相談延べ件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 19 老人精神衛生訪問実件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 20 老人精神衛生訪問延べ件数の推移：県、横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市
- 21 県域13保健所における精神保健相談実件数の推移
- 22 県域13保健所における精神保健相談延べ件数の推移
- 23 県域13保健所における精神保健訪問実件数の推移
- 24 県域13保健所における精神保健訪問延べ件数の推移
- 25 神奈川県保健所(12)：集団活動等の開催回数の推移
- 26 神奈川県保健所(12)：集団活動への参加者延べ数の推移
- 27 神奈川県における地域作業所数と利用者数の推移
- 28 神奈川県における地域作業所数の推移
- 29 神奈川県における社会適応訓練事業の推移
- 30 神奈川県保健所(12)：団体育成事業の開催回数の推移
- 31 神奈川県保健所(12)：団体育成事業への参加者実数の推移
- 32 神奈川県保健所(12)：生活教室と当事者クラブの開催回数の推移
- 33 神奈川県保健所(12)：生活教室と当事者クラブへの参加者数の推移
- 34 神奈川県保健所(12)：酒害予防活動の開催回数の推移
- 35 神奈川県保健所(12)：酒害予防活動への参加者数の推移
- 36 神奈川県における精神障害者保健福祉手帳交付状況の推移
- 37 横浜市：精神保健福祉法等による申請・通報等に関する進達件数等の推移
- 38 横浜市：相談および訪問延べ件数の推移
- 39 横浜市：集団活動・団体育成事業の開催回数の推移
- 40 横浜市：精神保健普及等活動の開催回数の推移
- 41 横浜市：地域作業所数と利用者実数の推移
- 42 横浜市：地域作業所利用者の転帰の推移
- 43 川崎市：精神保健福祉法等に関する申請処理件数等の推移
- 44 川崎市：相談実件数の推移
- 45 川崎市：相談者の診断内訳の推移
- 46 川崎市：相談延べ件数と相談実件数の推移
- 47 川崎市：相談への対応状況の推移
- 48 川崎市：訪問延べ件数の推移
- 49 川崎市：訪問件数の内訳の推移
- 50 川崎市精神衛生相談センター：外来利用状況の推移
- 51 川崎市リハビリテーションセンター：外来利用状況の推移
- 52 川崎市：集団指導活動の開催回数の推移
- 53 川崎市：集団活動への参加延べ人数の推移
- 54 横須賀市：相談実件数と相談延べ件数
- 55 横須賀市：訪問実件数と訪問延べ件数
- 56 横須賀市：集団活動の開催回数の推移
- 57 横須賀市：集団活動への参加延べ人数の推移

神奈川県における措置申請等件数・措置診察件数・措置入院件数の推移



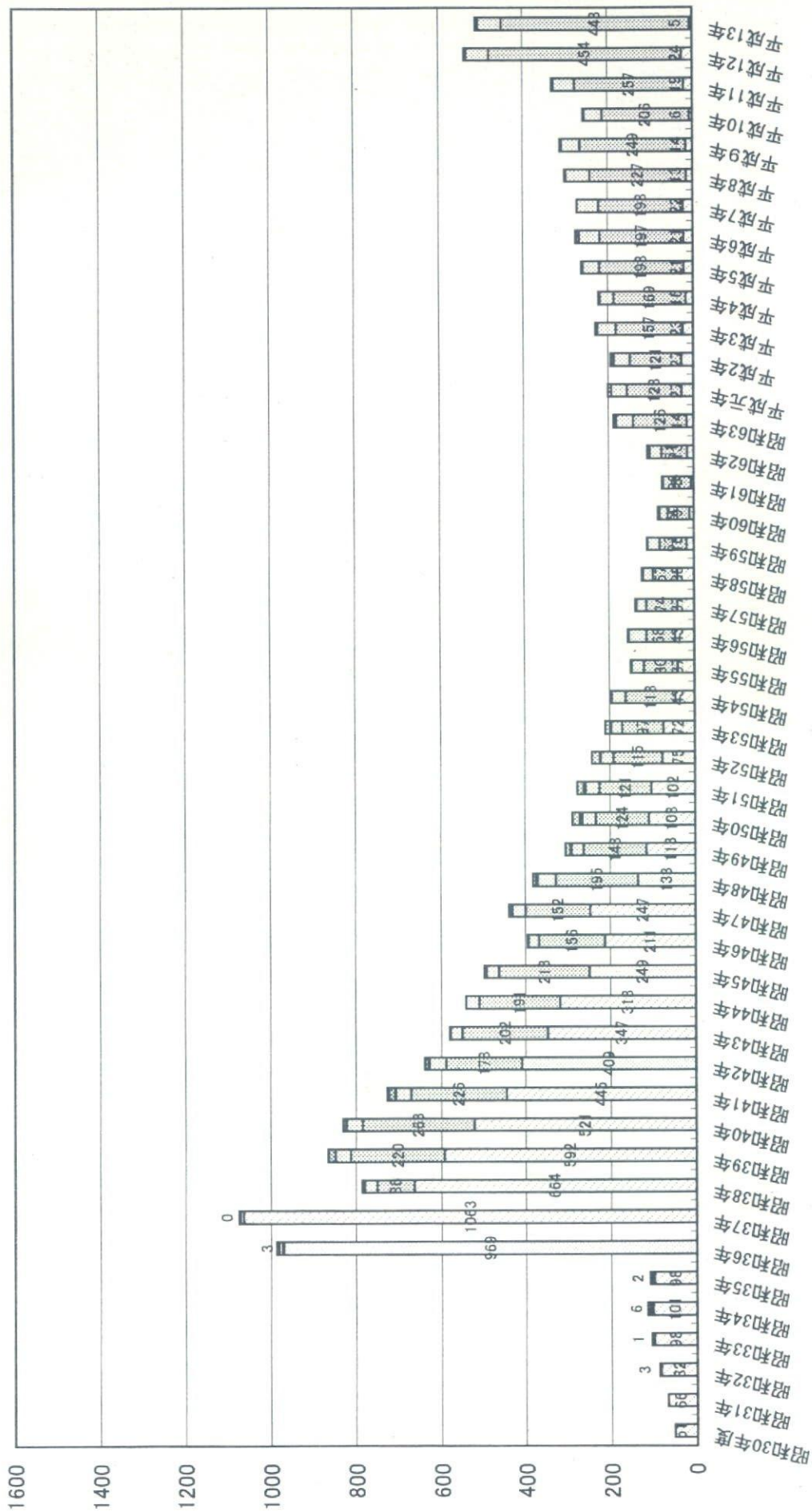
—●— 申請・通報等件数 ····· 措置診察件数 - - - 措置入院件数

神奈川県における措置申請・通報等件数の推移



□一般からの申請 □警察官からの申請 □検察官からの申請 □保護観察所からの申請 □矯正施設の長からの申請 □精神病院の管理者からの申請

神奈川県における措置入院者数の推移



□一般からの申請 □警察官からの申請 □検察官からの申請 □矯正施設の長からの申請 □精神病院の管理者からの申請